

【資料4】現行計画(函館市住宅マスタープラン[平成25年4月])の進捗状況

進捗状況(選択) ◎:実績があり、順調に進んでいる ○:実績はあるが、あまり進んでいない △:実績は無いが検討した ×:実績が無く、検討も未着手である

基本目標	現行計画(改定前)		H25年度以降の進捗状況		今後10年間の取組		備考 (該当する取組に関連する分野の最近のキーワード、考慮すべき法制度等)	回答担当課
	基本施策の概要	具体的な取り組み	進捗状況	H25～R2に実施した関連する取組 (具体的な事業内容、進捗状況・成果など)	今後の予定(選択)	今後予定している関連する取組み (予定している事業内容、検討中の内容など)		
基本目標1 安心して暮らせる住まいづくり	(1)民間住宅の耐震診断・改修促進	住宅の耐震化に向けて、住宅所有者が地域防災対策に取り組めるよう施策を講ずる。	◎	<b>【住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置】</b> ・周知方法 市ホームページに掲載し周知 ・実績 令和2年度 1件	継続	継続的にホームページに掲載し周知する。		税務室
			◎	<b>【建築関係団体等との連携】</b> ・住宅金融支援機構と連携しパンフレット「耐震リフォームのすすめ」を作成し、耐震診断および耐震改修に係る周知を実施 ・(一財)函館市住宅都市施設公社主催の「はこだて住まいづくりサポートフェア」等で耐震改修について説明し周知	継続	・(一財)函館市住宅都市施設公社主催の「はこだて住まいづくりサポートフェア」での周知活動を行うとともに、周知の機会を増やすよう建築関係団体との連携を強化していく。 ・今回新たに機構と連携しパンフレットを作成した。 ・公社のHPにおいて、無料の簡易診断および耐震診断補助について掲載してもらい連携を図っている。		建築行政課 住宅課
			○	<b>【木造住宅耐震化支援事業補助金】</b> 昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助 補助額:診断費用の3分の2以内 限度額 6万円 ・実績 平成28年度 2件 <b>【木造住宅の無料簡易耐震診断】</b> 耐震性の目安を把握するため、昭和56年5月31日以前に建てられた、一戸建ての木造住宅の簡易な耐震診断を無料で実施	継続	木造住宅耐震化支援事業補助金および木造住宅の無料簡易耐震診断を継続するとともに、制度の周知活動をさらに積極的に行う。		建築行政課
			◎	<b>【耐震改修促進計画の策定】</b> 市民の生命、身体および財産を保護し、安全・安心なまちづくりを進めるため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として耐震改修促進計画を策定し、住宅および建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。	継続	平成29年に改定した計画の期間が令和2年度をもって完了したことから、引き続き、住宅および建築物の耐震化を計画的に促進するため、令和3年度中に計画を改定する。また、住宅の耐震化については、耐震診断・耐震改修のハードルが高いことから、まずは無料の簡易診断「誰でもできるわが家の耐震診断」の活用をPRしていく。		建築行政課
		○	<b>【住宅リフォーム補助制度】</b> 耐震化、バリアフリー化、断熱化に係る改修工事に要する費用を一部補助 補助額:補助対象工事費用の20%以内 限度額:20万円(耐震改修工事を含む場合40万円) ・ホームページ、パンフレット配布により補助制度を周知 ・(一財)函館市住宅都市施設公社主催の「はこだて住まいづくりサポートフェア」等で補助制度を説明し周知 ・耐震改修工事に係る補助金の交付実績:なし	継続	資金面や必要性を実感できないといった理由から住宅の耐震化は進んでいない。しかし、住宅の耐震改修は人命に関わることから、耐震改修補助は継続して実施する。	函館市耐震改修促進計画(R3改訂予定)	住宅課	

進捗状況(選択) ◎:実績があり、順調に進んでいる ○:実績はあるが、あまり進んでいない △:実績は無いが検討した ×:実績が無く、検討も未着手である

基本目標	現行計画(改定前)		H25年度以降の進捗状況		今後10年間の取組		備考 (該当する取組に関連する分野の最近のキーワード、考慮すべき法制度等)	回答担当課		
	基本施策の概要	具体的な取り組み	進捗状況	H25～R2に実施した関連する取組 (具体的な事業内容、進捗状況・成果など)	今後の予定(選択)	今後予定している関連する取組み (予定している事業内容、検討中の内容など)				
(2)住宅のリフォームの促進	資源循環型社会への転換に向けて、住宅の基本性能の向上に必要な住宅のリフォームを促進する。	① 住宅リフォーム相談窓口の機能強化(P29) 本市全体における住宅性能の向上に向け、同公社と連携しながら、この相談窓口の機能強化を検討する。	◎	【住宅相談】 (一財)函館市住宅都市施設公社窓口で実施 実績 H25:101件 H26:81件 H27:121件 H28:132件 H29:163件 H30:98件 R1:111件 R2:94件	◎	継続	例年100件前後の相談実績があり、一定の需要があるため、継続して住宅相談を実施する。	住宅課		
		② 既存住宅のバリアフリー化等の促進(P29) 既存住宅のバリアフリー化、断熱化に係る「函館市住宅リフォーム補助制度」について、当該制度の周知に努め、利用を促進することにより、加齢対応や省エネルギーなどの住宅性能の向上を図る。 重度の身体機能の低下した高齢者または重度の身体障がい者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な費用の一部を助成する「函館市いきいき住まいリフォーム助成事業」について、当該制度の周知に努める。	◎	【住宅リフォーム補助制度】 耐震化、バリアフリー化、断熱化に係る改修工事に要する費用の一部補助 補助額:補助対象工事費用の20%以内 限度額:20万円(耐震改修工事を含む場合40万円) ・ホームページ、パンフレット配布 ・(一財)函館市住宅都市施設公社主催の「はこだて住まいづくりサポートフェア」等で補助制度を説明 ・実績 H24:77件 14,265千円 H25:76件 13,634千円 H26:80件 14,012千円 H27:49件 8,971千円 H28:62件 11,426千円 H29:74件 13,654千円 H30:68件 13,295千円 H31:66件 12,648千円 R2:63件 11,721千円	◎	継続	バリアフリー改修工事については、庁内の複数課で補助制度を実施しているため、比較のうえ、制度内容を検討する。 断熱改修工事については、国が脱炭素社会の実現を推進しているため、今後も継続して行う。	住宅課		
		【いきいき住まいリフォーム助成事業】 身体機能低下に対応したバリアフリー化の改修に対して助成(上限50万円 補助率3分の2) ・周知方法 ホームページおよび窓口で配布しているリーフレットで周知 ・実績 R2年度:2件 H31年度:0件 H30年度:5件 H29年度:5件	○	◎	【介護保険住宅改修費支給制度(住宅改修費)】 要介護認定を受けている方が自宅での生活を継続させるため、手すり取付などの住宅改修を行う場合に改修工事費用の7～9割を支給 限度額:20万円 ・ホームページ、「介護保険と高齢者福祉の手引き」を窓口で配布 ・実績 H25:1,279件 102,331千円 H26:1,167件 88,014千円 H27:1,279件 96,044千円 H28:1,104件 80,475千円 H29:1,151件 82,466千円 H30:1,038件 71,676千円 H31:1,085件 79,533千円 R2:1,023件 77,773千円	◎	継続	介護保険課に基づく制度のため、今後も法改正等がない限り継続する。	・介護保険法 ・第9次函館市高齢者保健福祉計画 ・第8期函館市介護保険事業計画 (2021年度～2023年度)	介護保険課
		【日常生活用具給付事業費(住宅改修費)】 ・事業概要:要件に該当する上肢、下肢、体幹障がいのある者に移動等を円滑にする設置に小規模な住宅改修を要する用具を基準価格200,000円の範囲で給付するもの。 ・周知方法:ホームページ、障がい福祉のしおり(毎年度2月発行)で周知 ・実績:H24: 10件 1,493千円 H25: 5件 946千円 H26: 11件 1,278千円 H27: 5件 736千円 H28: 8件 1,178千円 H29: 3件 539千円 H30: 1件 199千円 R1: 6件 848千円 R2: 1件 159千円	◎	◎	◎	継続	国の障害者地域生活支援事業において市町村の必須事業であり、本市の障がい福祉の取り組みとしても欠かせない事業であるため、今後も事業を継続する。	障害者総合支援法に基づく国の補助事業である障害者地域生活支援事業において市町村の必須事業	障がい保健福祉課	
		③ 高齢者向け返済特例制度の周知(P29) 耐震改修やバリアフリー化など、リフォーム時における自宅改修資金計画を立てる際の参考として、この制度の周知に努める。	○	◎	【不動産担保型生活資金】 社会福祉協議会と連携し、制度に該当する相談者に対し面接相談時に説明を行う。	◎	継続	近年は、紹介してもその物件が制度の対象とならず、実績が少ない傾向にあるが、今後も社会福祉協議会と連携し、事業を継続していく。	近年は自家自地を保有していても、資産価値が低く対象とならないケースが多く、社会福祉協議会の基準も土地のみで500万円以上の価値がなければ対象とならない事例が増えている。	亀田福祉課
		【高齢者向け返済特例制度】 ・住宅金融支援機構と連携しパンフレット「耐震リフォームのすすめ」を作成し周知 ・住宅課窓口にてリーフレットを配布し周知 【リ・バース60】 ・住宅課窓口にてリーフレットを配布し周知	○	◎	◎	◎	継続	制度の活用について、函館市内では、住宅の評価額が低く、融資に至らない場合があるようだが、今後も高齢者が増加することを踏まえ、引き続き周知を図る。		住宅課

進捗状況(選択) ◎:実績があり、順調に進んでいる ○:実績はあるが、あまり進んでいない △:実績は無いが検討した ×:実績が無く、検討も未着手である

基本目標	現行計画(改定前)		H25年度以降の進捗状況		今後10年間の取組		備考 (該当する取組に関連する分野の最近のキーワード、考慮すべき法制度等)	回答担当課	
	基本施策の概要	具体的な取り組み	進捗状況	H25～R2に実施した関連する取組 (具体的な事業内容、進捗状況・成果など)	今後の予定(選択)	今後予定している関連する取組み (予定している事業内容、検討中の内容など)			
(3)良質な住宅の取得に関する制度等の普及促進	耐久性、ユニバーサルデザイン性、省エネルギー性など、今後求められる品質や性能を有した住宅を取得できるよう、各種制度や指針の普及を図る。	①住宅性能表示制度の普及促進(P30) 住宅取得の際の安心と、今後建てられる住宅の基本性能の向上、中古住宅となった際の流通性を確保するため、この制度の普及・活用を促進する。	◎	登録住宅性能評価機関の情報提供など周知・普及の支援を行う。	継続	引き続き、登録住宅性能評価機関の情報提供など周知・普及の支援を行う。 ・登録住宅性能評価機関を利用した長期優良認定住宅の申請数が、基本目標1(3)③のとおり順調に推移しているほか、築後、規定年数を過ぎた住宅について、登録住宅性能評価機関を利用した移転登記の家屋証明が市宛に申請されていることから、性能表示制度の普及は順調に進んでいると捉えている。	住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正により、登録住宅性能評価機関に対し、長期優良住宅の長期使用構造等であることの確認を求めることが出来るようになった。	建築行政課	
		②北方型住宅サポートシステムの普及促進(P30) 住宅取得の際の安心と、今後建てられる住宅の基本性能の向上、中古住宅となった際の流通性を確保するため、北海道と連携して、この制度の普及・活用を促進する。	◎	【北方型住宅サポートシステム】 完成後に見えなくなる部分も含めた施工状況のチェック、設計図書、使用材料、施工に携わった関係技術者などについての各種情報をサーバーに電子データとして記録・保管する仕組み ・住宅課窓口にてリーフレットを配布し周知 ・きた住まいるサポートシステム移行に伴い、H28から新規登録停止 【きた住まいるサポートシステム】H28～ 北海道が定めたルールを守り、「安心で良質な家づくり」ができる住宅事業者を登録・公開する制度 ・住宅課窓口にてリーフレットを配布し周知	◎	函館市を業務エリアとして登録している「きた住まいるメンバー」は、27社あり、うち函館市に営業所を置く業者は3社登録されている。 今後も本制度の普及を促進するため、引き続き周知を図る。	継続		住宅課
		③長期優良住宅の普及促進(P31) 住宅取得の際の安心と、今後建てられる住宅の基本性能の向上、中古住宅となった際の流通性を確保するため、この制度の普及・活用を促進する。	◎	【長期優良住宅等の認定】 長期にわたり良好な状態で使用するための措置および環境への負荷の低減を図るための措置が構造及び設備に講じられ、計画に基づき維持保全が行われる住宅に対し認定を行う。 認定実績 H25:122件 H26:81件 H27:83件 H28:71件 H29:87件 H30:68件 R元:84件 R2:67件	◎	引き続き、長期優良住宅等の認定事業を行い、ホームページおよび建築行政課窓口にてリーフレットを配布し、周知する。	継続	H25以降の法改正 ・増改築認定の追加 ・分譲共同住宅の住棟認定の追加 ・災害配慮基準の追加 ・容積率緩和認定の追加 ・既存住宅認定制度の追加	建築行政課
		④その他	◎	【住宅太陽光発電システム設置補助金】 住宅用の太陽光発電システムを設置する市民を対象に、設置費用の一部を補助 補助額:1kWあたり7万円(上限3kW 21万円まで) 150件 国の補助制度(現行):1kWあたり3～3.5万円(上限10kW 30～35万円まで) ・実績 H25:176件、H26:110件、H27:65件、H28:45件、H29:52件、H30:43件、H31:40件 【函館市新エネルギー等システム設置費補助金】R2～ 新エネルギー等システムを設置する市民や中小企業を対象に、設置費用の一部を補助 住宅用太陽光発電システム補助額:《新》定置用リチウムイオン蓄電池 10万円(定額)《新》燃料電池 10万円(定額) 設置費補助金太陽光発電システム 5万円(定額) 各20件 計60件 ・実績 太陽光発電システム:19件 / リチウムイオン蓄電池:34件 / エネファーム:1件 計 54件 ※R3補助対象拡充:補助対象にガスエンジンコージェネレーションシステム(コレモ)を追加	◎	・脱炭素、ゼロカーボンといった国や道の取組を注視しつつ、市民や市内事業者に対する、創エネ、蓄エネ、省エネといった取組に対する意識の醸成を図る。	継続	・脱炭素 ・ゼロカーボン ・クリーンエネルギー ・ブルー水素、グリーン水素 ・ブルーアンモニア、グリーンアンモニア ・天然ガス、メタン	工業振興課

進捗状況(選択) ◎:実績があり、順調に進んでいる ○:実績はあるが、あまり進んでいない △:実績は無いが検討した ×:実績が無く、検討も未着手である

基本目標	現行計画(改定前)		H25年度以降の進捗状況		今後10年間の取組		備考 (該当する取組に関連する分野の最近のキーワード、考慮すべき法制度等)	回答 担当課	
	基本施策の概要	具体的な取り組み	進捗状況	H25～R2に実施した関連する取組 (具体的な事業内容、進捗状況・成果など)	今後の予定 (選択)	今後予定している関連する取組み (予定している事業内容、検討中の内容など)			
基本目標2 ニーズに応じた住まいを選択できる住宅市場づくり	(1) 高齢者や障がい者等の居住支援	高齢者や障がい者などが在宅で自立した生活を営めるよう、多様な居住支援サービスが付加された住宅を確保できる取り組みを進める。	① サービス付き高齢者向け住宅の供給促進(P32) 医療・介護・住宅が連携した安心できる住まいの供給を促進するため、「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度について、賃貸住宅の貸主やこれを仲介する事業者に対する周知に努め、登録を促進する。	◎	【サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度】 住戸の広さや設備、バリアフリーといったハード面の整備に加え、ケアの専門家による状況把握・生活相談サービスの提供のほか介護・医療サービスとの連携等によって高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅を、都道府県・政令市・中核市が登録する制度 ・ホームページで制度に関する情報を提供 ・年に1度、定期報告を受け、登録事業の適正な運用を確認 新規登録件数 H23:3件 H24:19件 H25:7件 H26:5件 H27:6件 H28:2件 H29:3件 H30:2件 (令和3年10月1日現在)計41件 1,394戸	継続	・ホームページで制度に関する情報を提供 ・年に1度、定期報告を受け、登録事業の適正な運用を確認 ・個別相談および更新案内の送付による登録戸数の維持(令和3年3月31日現在 41棟 1,394戸)	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録制度	住宅課
		② 終身建物賃貸借制度の活用(P32) バリアフリー化された住宅に安心して住み続けることができる高齢者の住まいの選択肢の一つとして、また、良質な賃貸住宅ストックを形成する観点から、この制度の周知に努め、その活用を図る。	◎	【終身建物賃貸借制度】 一定のバリアフリー構造等を備えた賃貸住宅について、賃貸借契約において契約期間を「入居者が亡くなるまでの間」と定めた契約を結ぶことができることとした住宅を、民間事業者が都道府県・政令市・中核市の認可を受け実施する制度 ・ホームページで制度に関する情報を提供 ・新規認可件数 H25:3件 (令和3年10月1日現在)計3件 58戸	継続	・ホームページで制度に関する情報を提供 ・サービス付き高齢者向け住宅と連携を図り、年に1度、定期報告を受け、認可事業の適正な運用を確認 ・サービス付き高齢者向け住宅との共存に係る適正な管理運営を支援 (令和3年3月31日現在 3棟 58戸)	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく認可制度	住宅課	
		③ 家賃債務保証制度の周知(P33) 住宅弱者となりやすい世帯が、住宅市場において容易かつ安心して賃貸住宅を選択・確保できる仕組みの一つとして、この制度の周知に努める。	◎	【家賃債務保証制度】 貸主と(一財)高齢者住宅財団との間で基本約定書を取り交わした賃貸住宅について、入居する高齢者等が同財団に保証料を支払うことで、家賃滞納や原状回復などに係る債務が保証される制度 ・ホームページで制度に関する情報を提供 ・契約実績:H25:5件 H26:10件 H27:10件 H28:6件 H29:8件 H30:2件 R元:2件 R2:1件 ※(一財)高齢者住宅財団に確認。年度毎契約件数	継続	・ホームページで制度に関する情報を提供		住宅課	
		④ 緊急通報システム事業等の周知(P33) 緊急時でも簡単な操作により電話回線を利用して外部に通報することができる機器を無料で貸与する「函館市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業」について、高齢者や障がい者の暮らしのサポートと安心を確保する仕組みとして、住宅相談窓口等を通じて、この制度の周知や、これら機器に関する情報提供に努める。	◎	【函館市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置費】 ひとり暮らし高齢者等で身体虚弱等の要件に合致する方や85歳以上で日常生活に不安のある方に対し、緊急通報システムを設置する事業。  【高齢福祉課】 ・周知方法:地域包括支援センターや市の刊行物を通じ周知に努めている。 ・実績 H25:2,080台 H26:1,984台 H27:1,894台 H28:1,721台 H29:1,665台 H30:1,588台 H31:1,469台 R2:1,447台  【障がい保健福祉課】 ・周知方法:障がい福祉のしおり(毎年度2月発行)で周知 ・実績 H25:10件 H26:10件 H27:10件 H28:10件 H29:9件 H30:7件 H31:4件 R2:0件(※障がい者として設置した者でも、65歳になり高齢者になったときには、高齢福祉課に移管する取扱い。)	見直し	【高齢福祉課】 ・現在は回線の安定性からNTTアナログ回線利用者を対象としているが、令和6年に上記回線の新規加入受付が終了することから、今後の対応について検討中である。  【障がい保健福祉課】 今後も、住宅生活に不安のあるひとり暮らしの重度身体障がい者またはそれに準ずる方に対し、緊急通報システムの貸与を継続する。		高齢福祉課 障がい保健福祉課	

進捗状況(選択) ◎:実績があり、順調に進んでいる ○:実績はあるが、あまり進んでいない △:実績は無いが検討した ×:実績が無く、検討も未着手である

基本目標	現行計画(改定前)		H25年度以降の進捗状況		今後10年間の取組		備考 (該当する取組に関連する分野の最近のキーワード、考慮すべき法制度等)	回答担当課
	基本施策の概要	具体的な取り組み	進捗状況	H25～R2に実施した関連する取組 (具体的な事業内容、進捗状況・成果など)	今後の予定(選択)	今後予定している関連する取組み (予定している事業内容、検討中の内容など)		
(2) 子育て世帯等の居住支援	子育て世帯が安心して子供を産み育てられる居住環境への住み替え等ができるよう取り組みを進める。	① 持ち家の住み替え支援制度の検討(P34) 高齢期の生活に適した住まいへ住み替えようとする高齢世帯の持ち家を賃貸化または売却し、この住宅を子育て世帯へ提供する、持ち家の住み替え支援に関する制度について検討する。	○	【子育て世帯空家等改修事業補助金】H28～H30 空家等対策計画重点対象地区の空家を改修し新たに居住する子育て世帯に改修工事費用を一部補助 補助額:補助対象額の20%以内 限度額:100万円 ・実績 H28:1件	終了	国の交付金基準上、改修内容が耐久性向上のみに限定されていたため、維持修繕のような改修には適用できず申込みがH28年度開始時の1件だけであった。その後は実績がなく、H30年度に募集を停止した。なお、本年度から新たな支援策として、移住者向けの空家等改修支援補助金を創設している。		都市整備課
		② 市営住宅における優先入居の導入の検討(P34) 未就学児のいる子育て世帯を対象とした市営住宅への優先入居について検討する。	○	【子育て世帯向け優先入居】 中学校卒業前の児童を扶養している子育て世帯を対象とした市営住宅への優先入居 ・H28年12月12日条例改正 ・H29.2より受付を開始 ・実績(募集戸数) H28:4件(4件) H29:17件(28件) H30:15件(18件) H31:11件(16件) R2:7件(23件)	継続	募集戸数に対し入居戸数が少ない。市営住宅の立地や校区の問題も考えられるが、当該制度について周知を図り、引き続き子育て世帯向け優先入居を実施する。		住宅課
(3) 住宅セーフティネットの充実	住宅市場において自力で住宅を確保できない住宅困窮者の居住の安定と居住水準の向上に向け、公営住宅等の供給による住宅セーフティネットの充実を図る。	① 公営住宅等長寿命化計画の策定(P35) 「函館市公営住宅等ストック総合活用計画」の見直しについては、社会状況の変化等を踏まえ、改めて、建て替えや改善、維持保全など困地ごとの活用手法を選定したうえで、コスト削減と長期的な維持管理を実現するため、予防保全的な観点から事業計画を定める「函館市公営住宅等長寿命化計画」として策定する。	◎	・平成25年6月策定(計画期間:H25～R4年度) ・次期計画策定に着手済み(計画期間:R5～R14年度)	継続	現計画が令和4年度で終期を迎えるため、令和5年度を期とする計画を策定する。 計画の策定により、効率的かつ効果的な市営住宅ストックの再編と長期的な維持管理の計画によりライフサイクルコストの削減を進める。		住宅課
		② 民間賃貸住宅の公営住宅的活用の検討(P35) 直接建設による市営住宅を補完するものとして、既存の民間賃貸住宅への入居を家賃減額補助により支援するなど、新たな供給手法の制度化を検討し、効率的かつ適切な供給を図る。	△	【新たなセーフティネット住宅制度】 ・令和元年度:制度における家賃補助導入を検討し、令和2年度からの試験導入を目指し予算要求したが、予算つかず。 ・令和2年度:補助制度導入済みの自治体を調査。補助制度に課題があり、国による制度の変更が検討されていることを踏まえ、制度導入は時期尚早と判断	継続	・国の制度改正を注視 ・市営住宅廃止住棟および借上市営住宅の借上期間満了に伴う入居者の住み替え先の選択肢として、民間賃貸住宅を利用した家賃補助制度の導入を検討する。	・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 ・新たなセーフティネット住宅制度の一つである「居住支援協議会」について、設立に向け検討中	住宅課
		③ 市営住宅の適正な管理の推進(P35) 既存入居者のうち、高額所得者への対応の強化や収入超過者に対する民間賃貸住宅等への住み替え誘導のほか、住宅困窮度に応じた優先入居制度や優遇措置の充実の検討など、市営住宅の適正な管理の推進を図る。	◎	・高額所得者または収入超過者の認定基準となった入居者に対し、各々認定通知書を送付することで明渡し努力義務があることを伝えるとともに、特定公共賃貸住宅やUR賃貸住宅の斡旋を行った。 通知件数(高額) H25:4件 H26:14件 H27:7件 H28:8件 H29:12件 H30:16件 H31:20件 R2:17件 通知件数(収入超過) H25:213件 H26:332件 H27:326件 H28:338件 H29:334件 H30:321件 H31:316件 R2:306件 ・高齢者や障害者等の特定の要件を備える者について、あらかじめ割当てをした市営住宅への優先的選考を行い、一般募集においては、連続落選年度数に応じ抽選口数を1年に1個ずつ増加する優遇措置を行った。 優先入居件数 H25:38件 H26:34件 H27:20件 H28:32件 H29:37件 H30:36件 H31:40件 R2:22件	継続	・高額所得者および収入超過者に対しては、認定通知書の送付、明渡し相談の実施および他の住宅の斡旋等により市営住宅の明渡しを促すとともに、高齢者等への優先入居、連続落選者の優遇抽選を引き続き実施することで市営住宅の適正な管理を図っていく。		住宅課
		④ 市営住宅を補完する道営住宅の供給促進(P36)	◎	H25 ガーデンヒル旭岡第二1号棟～5号棟 5棟 10戸 新築 H29 ガーデンヒル旭岡第二6～7号棟 2棟 5戸 新築 R1 ガーデンヒル旭岡第三 1棟 6戸 新築 H28～R1 日吉町A団地1号棟 1棟 40戸 新築	継続	R3年末 日吉町A団地2号棟(C棟)20戸(整備中) R5 日吉町A団地2号棟(D棟)24戸(整備予定)		住宅課
		⑤ その他	◎	【住宅支援給付事業費】～H26 離職者で就労意欲のある者のうち、住宅を喪失または喪失の恐れのある者を対象に最大9ヶ月間の住宅手当を給付 ・実績(支給回数)H25:103件 3,344,000円, H26:36件 1,148,000円 【生活困窮者自立支援対策事業費】H27～ 住居確保給付金:離職により住宅を失った、またはその恐れのある生活困窮者に対し、家賃相当の給付金を支給 ・実績(支給回数) H27:35件 1,117,700円 H28:54件 1,755,380円 H29:39件 1,271,700円 H30:75件 2,497,000円 H31:62件 1,996,000円 R2:1,345件 44,182,700円	継続	住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法における必須事業であり、法および制度に基づき、今後も事業を継続するものである。		地域包括ケア推進課 (福祉拠点整備担当)

進捗状況(選択) ◎:実績があり、順調に進んでいる ○:実績はあるが、あまり進んでいない △:実績は無いが検討した ×:実績が無く、検討も未着手である

基本目標	現行計画(改定前)		H25年度以降の進捗状況		今後10年間の取組		備考 (該当する取組に関連する分野の最近のキーワード、考慮すべき法制度等)	回答 担当課
	基本施策の概要	具体的な取り組み	進捗状況	H25～R2に実施した関連する取組 (具体的な事業内容、進捗状況・成果など)	今後の予定 (選択)	今後予定している関連する取組み (予定している事業内容、検討中の内容など)		
基本目標3 地域特性を生かした居住環境づくり	(1) 街なか居住の推進	地域の活性化や再生につながるよう、都市機能の集積とあわせて街なか居住の推進を図る。	◎	H26年3月末まで「西部地区空家・空地相談室」を都市建設部街づくり推進課に設置し、空家・空地に関する情報提供や相談業務などを行ってきた。H26年4月からは、都市景観形成地域の土地・建物の利活用を促進するための相談受付、函館不動産連合体および函館不動産ウェブのHP掲載物件の情報提供を実施した(H29年度末まで)。  ○相談件数 H25:70件 H26:33件 H27:31件 H28:27件 H29:16件	終了	・「空家」に係る業務が複数課に存在していたことから、H30に空家対策担当が住宅課から都市整備課へ移管した際、空家に係る相談業務を都市整備課に集約。しかし、都市整備課の空家業務は西部地区に特化したものではなく、市内全般を対象とするものであったため、相談業務は引き継いだ。「西部地区空家・空地相談室」の看板は廃止		まちづくり景観課
			◎	【空家等除却支援補助金】H28～ 空家等対策計画に基づく重点対象地区内(西部地区・中央部地区)の危険な空家について、除却費用の一部を補助 周知方法:広報誌、ホームページ掲載、リーフレットを作成し関係機関の窓口および不動産関係団体に配布 ・実績 H25:-件 H26:-件 H27:-件 H28:19件 H29:10件 H30:8件 H31:9件 R2:10件	見直し	・空家等除却支援補助金の拡充(令和3年度に対象区域を市立地適正化計画に基づく居住誘導区域に準じた範囲まで拡大、補助対象空家の見直しを検討)  ・令和3年度に「空家等改修支援補助金」を創設 本誌への移住者が重点対象地区内の空家を購入し、改修するための費用の一部を補助	函館市空家等対策計画	都市整備課
			◎	【ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助制度】H25～ ・西部地区および中心市街地内の民間賃貸住宅に入居しようとする子育て世帯に家賃の一部を補助 補助期間:最長16年(0歳児が中学校を卒業するまで) 月額補助金額:15,000円上限(家賃から自己負担30,000円を控除) ・H28年度に対象地区を29町→51町に拡大するほか、地区内に居住中の世帯が新たに子育て世帯になった場合を補助対象に追加 ・実績 H25:15件 1,299千円 H26:36件 4,096千円 H27:44件 5,837千円 H28:61件 8,067千円 H29:78件 10,854千円 H30:86件 11,816千円 H31:90件 12,949千円 R2:87件 12,196千円	見直し	制度の効果について検証し、継続の可否を検討する。		住宅課

進捗状況(選択) ◎:実績があり、順調に進んでいる ○:実績はあるが、あまり進んでいない △:実績は無いが検討した ×:実績が無く、検討も未着手である

基本目標	現行計画(改定前)		H25年度以降の進捗状況		今後10年間の取組		備考 (該当する取組に関連する分野の最近のキーワード、考慮すべき法制度等)	回答担当課
	基本施策	基本施策の概要	具体的な取り組み	進捗状況	H25～R2に実施した関連する取組 (具体的な事業内容、進捗状況・成果など)	今後の予定(選択)		
多自然居住の促進 都市景観に配慮した住宅市街地の形成	(2)	都市部と交流することにより、ゆとりあるライフスタイルを実現させながら、集落の活性化も期待される多自然居住の促進に取り組む。	①空き家を活用した体験入居などのシステム検討(P38) 東部地区において、空き家を有効に活用した体験入居などのシステムについて検討する。	×	システムについては未検討 旧市域で移住希望者のための体験入居を検討したが、家電製品の用意など検討自体が難しいことが分かり、導入には至らなかった経緯あり。	終了		住宅課
	(3)	各地区の特性を生かしながら、周辺環境などとの調和に努め、良好な町並みの保全・創出を図る。	① 函館市都市景観条例等に基づく町並み誘導(P39) 函館市景観条例および都市計画などの適切な運用等による良好な町並み形成への誘導を図る。	◎	・景観重点区域・景観形成型広告物整備地区パンフレットを作成(H25.4) 【歴史的建造物継承・活用推進事業】H27年度～ 歴史的建造物保全調査 事業概要:歴史的建造物(景観形成指定建築物等、伝統的建造物、景観登録建築物)の老朽度および断熱性能等を調査し、修理概算額の算出や適正に維持していくための長期的な修理計画案を作成するとともに、所有者へ適切な管理方法のアドバイスを行い効率の良い維持管理を促す制度 実績:H27:11件 H28:13件 H29:11件 H30:9件 H31:7件 R2:6件 【景観整備機構の指定制度】H27年度～ 民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人、NPOを景観行政団体が景観整備機構として指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度 実績:H27. 8.10 特定非営利活動法人 はこだて街なかプロジェクト	継続	歴史的建造物保全調査については、対象物件127件中57件を終了したところであり、継続して調査を進めていく。	まちづくり景観課
			② 景観形成住宅等建築奨励金制度の利用促進(P39) 函館らしい歴史的な建築様式を取り入れた建物による町並み形成をより一層誘導し、市民共有の社会的財産である町並みと調和した居住環境を形成する手法の一つとして、この制度の周知および利用促進を図る。	○	【景観形成住宅等建築奨励金制度】 都市景観形成地域内の公道に面する場所において新築または購入される場合や既存の建物を改修する場合に、それが函館らしい歴史的な景観に配慮していると認められるときは、奨励金の支給を行う。 ・周知方法 パンフレット、HPなど ・実績 H25:1件 H26:2件 H27:2件 H28:1件 H29:1件 H30:0件 H31:1件 R2:0件	見直し	利用回数が減少しており、当該奨励金の有効性、居住誘導に繋がる政策かを確認しながら、今後の奨励金のあり方について見直しを進める予定である。	まちづくり景観課
		③その他	◎	【都市景観形成地域空き家解体補助金】 都市景観形成地域内の街並み・景観の保全誘導と安全安心の確保などのため、老朽化した空き家の解体に要する費用を一部補助 補助額:解体費用の1/2以内 限度額 30万円 H24～25の2か年 ・実績 2か年合計39件の空き家解体 【西部地区再整備事業】H30～ ・西部地区の再生を図るため、住宅地としての再整備が必要とされる地域の現況調査や、居住者、開発業者などとの検討会等を実施し、基本方針の策定に向けた取り組みを進める。 ・西部地区の再整備事業を推進するため、不動産データベースの作成のほか、基本方針検討業務ほか不動産の所有者等へ意向調査を実施 ・西部地区再整備事業を推進するため、都市デザイン等の専門家を事業アドバイザーとして設置し、実践的な助言を受けるほか、事業の進め方の検討や評価等を市民協働で行う検討会議を設置	◎	継続	R元年7月に策定した「函館市西部地区再整備事業基本方針」において、R12年度を当面の目途として事業を進めることとしているため。	まちづくり景観課